

第55号議案

春日市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

景観法(平成16年法律第110号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市景観条例の一部を改正する条例

春日市景観条例(令和7年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日から施行する。